

阿南市告示第67号

令和7年3月31日付け阿南市告示第31号により告示した地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、当該地域計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域計画の案に対して意見のあるときは、1の縦覧期間満了の日までに、意見書を提出することができる。

令和8年5月15日

阿南市長 岩佐義弘



1 縦覧期間

令和8年5月15日から同年5月28日まで

2 変更する地区

富岡地区、宝田地区、中野島地区、大野地区、加茂谷地区、桑野地区、見能林地区、新野地区、福井地区、橘地区、那賀川地区、羽ノ浦地区

3 縦覧場所

阿南市富岡町トノ町12番地3

阿南市産業部農林水産課

阿南市産業部農林水産課ホームページ

4 縦覧時間

阿南市産業部農林水産課

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

5 意見書提出の際の留意事項

- (1) 上記1の縦覧期間を過ぎての意見書の提出は受付できません。また、提出方法は直接持参、郵送又は電子メール（郵送及び電子メールは縦覧期間内必着）に限るものとし電話又は口頭による意見は受付できません。
- (2) 意見書については日本語に限ります。
- (3) 意見書を提出する者が個人の場合にあっては住所、氏名及び連絡先を、法人の場合にあっては事務所の所在地、法人の名称、代表者の氏名及び連絡先を、それぞれ記載してください。
- (4) 当該地域計画（案）以外に対しては意見書を提出することはできません。

6 提出された意見書の取扱い

- (1) 提出された意見書の内容は原則として公表しますが、特定の個人を識別し得る個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合には、公表の際に当該箇所を伏せる場合があります。
- (2) 意見書に対する個別の回答は行いません。地域計画の公表をする際に、意見書の要旨及びその処理結果を併せて公表します。